

## ○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 上 田 公 司

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第25号 鳴門市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」ほか議案8件であります。また、継続審査となっておりました請願4件も議題としました。

当委員会は、去る3月2日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案9件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願3件につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第25号 鳴門市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」であります。後期高齢者医療保険料において、地方税法を準用することにより運用していた後期高齢者医療保険料の還付及び充当についての手続きを明文化するため規定を追加するものでした。

委員からは、過去に、過誤納金が生じた場合に納入すべき徴収金に充当した例があったのかについて質疑があり、理事者からは、後期高齢者医療保険料は、徴収率が高く推移してきているが、還付が発生した場合に、納入すべき徴収金に過誤納金を充当した例はあるとの説明を受けました。

委員からは、過誤納金を充当する場合、年金額の少ない人もいることから事前に説明をする必要があるのではないかとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第26号 鳴門市介護保険条例の一部改正について」であ

りますが、介護保険法第129条の規定により市町村は第1号被保険者の介護保険料について、第6期介護保険事業計画の策定にあわせて、3年に一度見直しを行うため、また、介護保険法の改正により原則、平成27年4月1日より実施することとされた地域支援事業の新規事業について実施体制の整備に一定期間が必要であるため実施の猶予期間について、条例において規定するため、また、地方税法を準用することにより運用していた介護保険料の還付・充当についての手続きを明文化するため規定を追加するものでした。

委員からは、他の市町村も今回、国から示された基準に従い保険料率を設定する予定であるのか、また、今回、値上げすることについては、事業が財政的に切羽詰まった状況にあるためと考えてよいのかとの質疑がありました。

理事者からは、他団体においても同じ状況にあると考えており、また、本市においては、国から示された9段階の基準に、市独自に3段階を加え、12段階として、負担の平準化を図る予定であり、今後の介護給付費や認定者数を想定した場合に必要な値上げであると判断したとの説明を受けました。

委員からは、所得階層区分において第3段階の乗率が大きく上昇している理由について質疑があり、理事者からは、第5期計画期間における第3段階の方は、市独自の軽減措置として乗率を0.625としていた。第6期計画期間において、対象者は第2段階に該当し、国の軽減措置により平成29年度については、第2段階の方が3万4千560円となる予定であり、第5期計画期間よりも支払い額が減るとの説明を受けました。

委員からは、第6期計画期間における基準額が2割も上昇しており、市として市民負担についてどう考えているのか、また、第4期、第5期計画の検証が出来ているのかについて質疑があり、理事者からは、第4期、第5期計画期間における基準額が4千800円、第6期計画期間が5千760円に上昇した理由としては、第4期計画期間から第5期計画期間については、介護給付費準備基金を活用できる限り抑えたが、今後、介護給付費の伸びが大きくなることが十分想定され、介護予防も含めて一生懸命行い何度も精査した結果であり、第6期計画では、応能負担の考え方が追加されたため、高額所得者には応分の負担をお願いするとの説明を受けました。

委員からは、基準額が2割も上昇することについて、広報紙や市公式ウェブサイト以外でも周知を行ったのかについて質疑があり、理事者からは、今後、関係機関等において、説明を行いたいとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第27号 鳴門市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」であります。第3次地方分権一括法により、厚生労働省令で定められていた包括的支援事業の実施に関する基準等について、地方自治体が条例で定めることとされたため、当該条例の制定を行うものでした。

委員からは、厚生労働省令で定められていた基準との相違点について質疑があり、理事者からは、鳴門市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営委員会で意見を聞いたうえで特段、厚生労働省令との差を設ける必要がないと判断したとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第28号 鳴門市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」であります。第3次地方分権一括法により厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、地方自治体が条例で定めることとされたため、制定を行うものでした。

委員からは、今までの厚生労働省令で定められていた基準との相違点について質疑があり、理事者からは、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録について、介護報酬の返還請求の消滅時効の規定とあわせて2年を5年としたとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第29号 鳴門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

であります。介護保険法及び関係省令の改正に伴い、条例中の関連する字句の整理を行うものでした。

委員からは、指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の上限を緩和して、利用者が使い易くした場合、サービスの質は低下しないのかについて質疑があり、理事者からは、指定権者として、実地指導等で直接事業所に出向きサービスの低下に至らないよう、対応していきたいとの説明を受けました。

委員からは24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズの高い高齢者に対して医療と介護の連携が不足しているとの認識のもと、どの程度の頻度で定期巡回型訪問を実施するのか、また、本市における実績についても質疑があり、理事者からは、ケアマネージャーの適切な評価のもと、利用者本人や家族の状況に応じて行うとのことであり、実績については、本市では平成27年度より始めることを予定しているサービスであり実績はないとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第30号 鳴門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。介護保険法及び関係省令の改正に伴い、条例中の関連する字句の整理を行うものでした。

委員からは、当該条例第47条第1項中の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の上限を25人から29人へと緩和した理由について質疑があり、理事者からは、サービスの質に特段影響が出ないことと、在宅中重度者が増えてきている状況を鑑み、事業への参入・促進を図るためとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第31号 鳴門市男女共同参画推進条例の制定について」であります。男女共同参画社会の実現に向け、本市が取り組む施策の方向性に関する基本的事項を定めた条例を制定するものでした。

委員からは、マタニティーハラスメントへの対応について質疑があり、理

事者からは過去に相談の事例はないが、条例内でもマタニティーハラスメントを含めた相談体制を規定していることから、今後、関係各課、国の機関等とも連携し、男女共同参画が阻害されないように努めるとのことでした。

委員から、本市は男女共同参画に対しての意識は高まっているが、マタニティーハラスメントについては女性の社会進出が進むにつれて様々な事例が出てくると思われるため、積極的に相談等を受け入れるよう要望がありました。

また、男女共同参画推進審議会の具体的な委員の案を確認し、委員からは、警察などとも密に連絡を取らなければ、<sup>じゅうとく</sup>重篤な事態が起こった時に対応が遅れるのではないかとの意見がありました。

当該条例第30条の「積極的格差是正措置」について委員からは、この言葉は非常に重いように思われるが、条例に対する強い思いが感じられ、今後も男女共同参画をしっかりと推進して欲しいとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第32号 鳴門市立保育所条例の制定について」であります。子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、保育所の利用手続き等が変更されること及び児童福祉法の改正等により既存の条例の全部改正を行うものでした。

委員からは、公立保育所と私立保育所で事業に差が出ないように気をつけていただきたいとの意見があり、理事者からは、来年度から新制度になるため私立保育所も不安をもっているが、勉強会を開くことで国からの情報共有を行っており、今後も情報を共有しながら事業を進めていきたいとの説明がありました。

また、委員からは保育短時間児童の保育料について市独自の軽減措置に関する市の負担額について質疑があり、理事者からは合計400万円程度、市の負担が増える予定との説明がありました。委員からは、市も保育料の配慮をしているが、保育標準時間と保育短時間ができたことで、保育短時間の認定を受けた保護者の中には不満

を持つ方もいると思うので説明を十分してほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第33号「鳴門市保育の実施に関する条例の廃止について」であります。子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、児童福祉法の改正により、これまでの地方自治体が条例で定めることとされていた保育の実施基準について内閣府令によることとされたことなどから当該条例を廃止するものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。